

野々市市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、野々市市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務をつかさどる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係機関等の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、委員のうちから、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会員が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 会長及び部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年野々市町条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。